# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西伊豆町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県賀茂郡西伊豆町

### 公表日

令和3年10月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法第443条及び地方税法第444条の規定に則り 車輌台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
<ul><li>・軽自物件ファイル</li><li>・宛名情報ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条

①実施の有無	[ 実施する	1) 美施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	政手続における特定	号 別表第二(27の項) その個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	窓口税務課 課税係
②所属長の役職名	窓口税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 西伊豆町役場 総務課 総務係 TEL:0558-52-1111 E-MAIL:soumu@town.nishiizu.shizuoka.jp 請求先

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	┏伊豆町役場 総務課 情報管理係
	TEL: 0558-52-1963 E-MAIL: info@town.nishiizu.shizuoka.jp

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	]3年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目記	平価書又は全エ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及の項目評価書ので、リスク	<b>「全項目評価書</b>	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	よるを通じ	た入手を除	<b>(.</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監		
9. 従業者に対する教育・昂	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って) 十分に行っている	ている	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		地方税法第442条の2の規定に則り 車輌台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を 行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定 個人情報の照会を行う。	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	<ul><li>・軽自動車税システム</li><li>・統合宛名システム</li><li>・中間サーバー・ソフトウェア</li></ul>	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに 内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年 九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	1二 / / 1 トム性 記事 惟	1. 別表第二における情報照会の根拠番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 2. 別表第二における情報提供の根拠なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	■情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七 号) 第20条の6号	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401- 1 西伊豆町役場 企画防災課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 まちづくり課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp	事後	平成29年5月15日機構改革に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	R31日 IV リスク対策 追		追記	事後	評価書の様式変更に伴う追記
令和3年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力	地方税法第443条及び地方税法第444条の規定に則り車輌台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19余第7号 別表第二(27の頃)  行政手続における特定の個人を識別するため	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七 号) 第20条	事後	法改正に伴う変更
令和3年10月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401- 1 西伊豆町役場 まちづくり課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 総務課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: info@town.nishiizu.shizuoka.jp	事後	令和3年4月30日機構改革に 伴う変更
	Ⅱ しきい値判定項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う最新の しきい値に変更
令和3年10月8日	Ⅱ しきい値判定項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う最新の しきい値に変更